

「移住・省エネ・DIY」空き家利活用体験講習等実施業務 公募型プロポーザル募集要項

「移住・省エネ・DIY」空き家利活用体験講習等実施業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式による企画提案を募集します。

1 目的

「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター（以下「主催者」という。）では、空き家の利活用の促進と移住者の増加を図るため、「移住・省エネ・DIY」空き家利活用促進事業を実施している。本業務は、DIY ならではの空き家を所有・活用する喜びと愛着を持ってもらう「手作りを後押し」するワークショップを開催し、「体験による空き家利活用の動機付け」と、「新たな空き家利活用層を発掘」することを目的に実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名：「移住・省エネ・DIY」空き家利活用体験講習等実施業務
- (2) 委託期間：契約締結日から令和6年3月25日まで
- (3) 業務内容：委託業務仕様書のとおり

3 委託料上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) ワークショップの会場として使用する、徳島県内に存在する現に使われていない空き家（以下「空き家」という。）を提供できる者であること。空き家は、耐震性を有していること。耐震性のない場合は、耐震改修工事の実施または耐震シェルター設置の措置を行うこと。ただし、耐震改修工事や耐震シェルターの設置に要する費用は受託者の負担とし、当該業務の委託料には含まないこととする。
- (2) 業務完了後は、空き家を地方創生に資する用途として、おおむね10年以上活用すること。
※地方創生に資する用途とは、移住者向け住宅、地域交流施設、生活体験施設、宿泊施設等
- (3) 徳島県内に事業の拠点（本店、本社）を有する法人等（個人事業主を含む。）であること。
- (4) 提案を求める業務と同種・類似の業務、または建築に関する講義や研修会等を開催した実績を有する者であること。
- (5) 業務の実施にあたり、主催者や関係者との打ち合わせ等に適切に対応できる体制が整っていること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中の者でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。

5 プロポーザルへの参加について

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みを行うこと。

- (1) 提出書類
企画提案参加申込書（様式1） 1部
- (2) 提出期限
令和5年8月18日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。
※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。
- (4) 提出先及び問合せ先
「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター（徳島県住宅供給公社）
〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉209-5（徳島健康科学総合センター3階）
電話：088-666-3124 ファクシミリ：088-666-3126
電子メール：soudan@tokushima-akiya.jp

6 企画提案について

企画提案参加申込みを行った者は、次により企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類
- ①企画提案書（様式2）
 - ②経費見積書（様式3）
 - ③空き家概要書（様式4）
 - ④法人の場合は履歴事項全部証明書（原本）、個人事業主の場合は開業等届出書（写し）
 - ⑤空き家の全部事項証明書（原本）
 - ⑥空き家の耐震性を有することが確認できる書類
 - ・昭和56年6月1日以降に建築された空き家は、⑤と兼ねることができる。
 - ・耐震改修工事、耐震シェルター設置を行う場合は、工事計画図等
 - ⑦完成予想図
 - ・ワークショップの実施後（改修後）の平面図及びパース図
- (2) 提出部数
正本1部、副本3部
- (3) 提出期限
令和5年8月28日（月）午後5時まで（必着）
- (4) 提出方法
持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。
※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。
- (5) 提出先及び問合せ先
「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター（徳島県住宅供給公社）
〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉209-5（徳島健康科学総合センター3階）
電話：088-666-3124 ファクシミリ：088-666-3126
電子メール：soudan@tokushima-akiya.jp

7 本業務における質問について

(1) 質問の受付期限

令和5年8月8日(火)午後5時まで

(2) 質問の提出

質問書(様式5)により、書面持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後に電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

質問は、本業務に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和5年8月16日(水)に、「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターホームページへ掲載する。

8 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、主催者からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が委託料上限額以上であった場合
- オ 本募集要項に違反すると認められる場合
- カ 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと主催者が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1提案者につき1件とする。
- イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- ウ 書類の作成は、A4縦版(片面印刷)横書きとし、11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- エ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- オ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合は、事前に主催者と協議し承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- カ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- キ 選定結果にかかわらず、応募にかかる全ての経費は、提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

9 選定方法等

(1) 主催者が設置する選定委員会において、提出された企画提案書等による書面審査を行い、最優秀提案者を選定する。

審査は、必要に応じて質疑応答を実施するものとし、審査基準に基づき審査する。

(2) 審査基準

項 目	配 点
①企画提案の妥当性・実現性	30
②提案内容の具体性・有効性	30
③業務実施体制	20
④経費積算の妥当性	20
合 計	100

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、全ての企画提案者に文書で通知するとともに、結果を主催者のホームページにて公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

(4) 審査の結果、適切な企画提案者がいない場合は、主催者において別途候補を選定する。

10 委託契約の締結について

- (1) 選定された最優秀提案者を契約予定者として、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、主催者と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に、企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。

11 スケジュール

令和5年8月1日(火)	募集開始
令和5年8月8日(火)午後5時	質問書の提出期限
令和5年8月16日(水)	質問に対する回答
令和5年8月18日(金)午後5時	参加申込書の提出期限
令和5年8月28日(月)午後5時	企画提案書等の提出期限
令和5年9月上旬(予定)	選定委員会の開催
令和5年9月中旬(予定)	選定結果通知・契約締結
令和5年11月(予定)	ワークショップの参加者募集
令和6年1月(予定)	ワークショップの実施
令和6年2月(予定)	見学会の開催

12 その他

本業務の実施に当たっては、本募集要項、委託契約書、その他関係法令等を遵守すること。